



国立公文書館

NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

記録を守る、未来に活かす。

Archives: Evidence from the Past, Beacon for the Future

国文公書館



目次

I. ご案内	2	VI. 主な所蔵資料	
II. 歴史公文書等の移管から利用まで		1. 公文書	18
1. 歴史公文書等の評価選別	4	2. 古書・古文書	22
2. 受入れ、保存、修復業務	6	3. 国の重要文化財一覧	24
3. 利用業務	9	VII. 国立公文書館アジア歴史資料センター	
III. 利用の促進に係る活動		1. 沿革	26
1. 展示会	10	2. 提供資料	26
2. 見学	12	3. アジ歴デジタルアーカイブの特徴	27
3. 友の会	12	4. さらなる情報提供資料の拡大を目指して	28
4. 広報	13		28
5. 調査研究	13	5. ウェブコンテンツ	28
IV. 国内外の連携・交流		6. 利用促進の取組	29
1. 国内の連携に係る取組	14	VIII. 概要	
2. 国際交流	15	1. 沿革	30
V. 研修・アーキビスト認証		2. 施設	32
1. 研修の実施	16	3. 組織図	32
2. アーキビスト認証	17		

I ご案内

国の機関において業務を遂行するために作成された公文書等を歴史の証拠、あるいは後日の参考資料として保存することは、いずれの国でも古くから行われてきており、ヨーロッパ諸国では、18世紀以来、近代的な公文書館制度が発達しました。今日では、公文書館は図書館、美術館、博物館とともに、重要な文化施設の一つに位置付けられています。

独立行政法人国立公文書館は、国の行政機関及び独立行政法人等から移管を受けた歴史資料として重要な公文書その他の文書を将来にわたり確実に保存し、皆様にご利用いただくため、閲覧、展示、インターネットによる公開等さまざまな取組を行っている機関です。





II 歴史公文書等の移管から

1. 歴史公文書等の評価選別

歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という）の評価選別は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）の定めるところに従って行われています。

国の行政機関が定める行政文書管理規則の統一的な指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」では、以下のいずれかに該当する文書は歴史公文書等に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとしています。

- 【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

行政機関は、行政文書ファイル等の作成・取得後できる限り速やかに保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）を設定し、内閣府に付与状況を報告することとされています。

当館は、歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、行政機関が設定するレコードスケジュールの妥当性について確認し、必要な場合には照会を行ったうえ、意見を申し述べる等、専門的技術的な助言を行っています。

また、行政機関は保存期間が満了する行政文書ファイル等を廃棄するにあたって、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得る必要があります。当館は、当該協議に係る行政文書ファイル等の廃棄の適否について、内閣府の依頼に基づき、レコードスケジュールを確認した時点の設定状況や時の経過による社会状況の変化等を踏まえ、行政機関への照会等を通じて確認し、専門的技術的な助言を行っています。



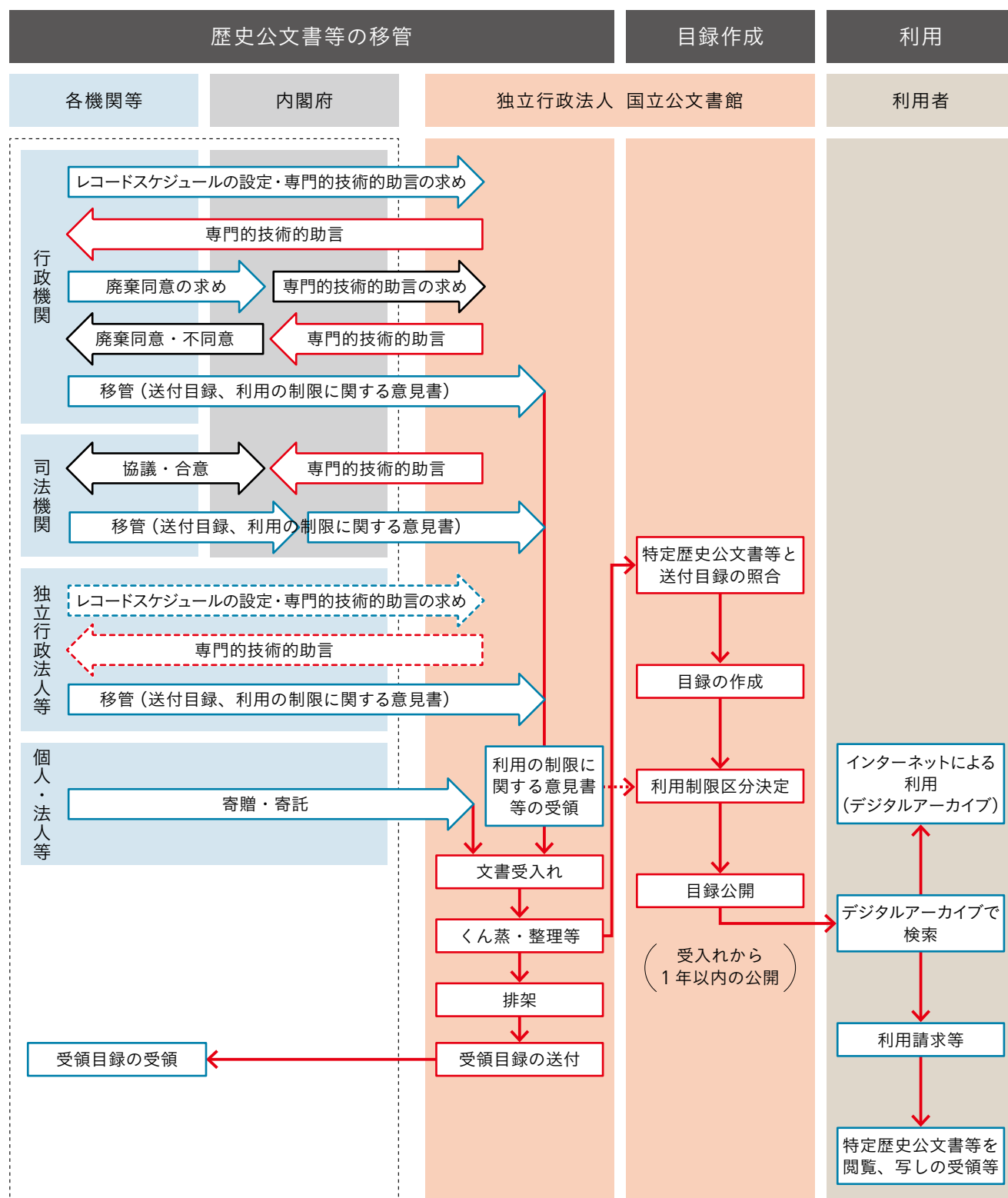
公文書管理法公布の御署名原本



同閣議請議の文書

利用まで

▶ 歴史公文書等の移管から利用までの流れ



Ⅱ 歴史公文書等の移管から利用まで

2. 受入れ、保存、修復業務

1 受入れ

当館が受け入れる歴史公文書等は、次のとおりです。

- ①行政機関及び独立行政法人等が保存する歴史公文書等として、保存期間が満了したときに当館に移管する措置が定められたもの
- ②内閣総理大臣が当館において保存する必要があると認め、歴史公文書等を保存する国の機関（行政機関を除く）との合意により移管を受けたもの
- ③民間の法人その他の団体又は個人から文書を寄贈又は寄託する旨の申出があったもので、歴史公文書等に該当すると判断したもの

また、平成23年度からは、電子的方式で作成された歴史公文書等（以下「電子公文書等」という）について、政府全体で利用可能な文書管理システム又は可搬媒体によって、行政機関等から受入れを行っています。

受け入れた歴史公文書等は、生物被害への対処その他の保存に必要な措置、請求番号の付与、利用制限事由の該当性に関する審査、目録の作成を行い、原則として受入れから1年以内に利用に供しています。



受入れ

2 くん蒸・検疫（ウイルスチェック）

受け入れた歴史公文書等のうち紙媒体のものは、かび・虫害等を防ぐために、くん蒸します。

くん蒸には、酸化エチレンを主剤としたガスによる減圧式くん蒸装置を使用し、一連の作業に10日程度の日数を要します。

また、電子公文書等については、受入れ後におけるコンピュータウイルスによる被害の発生を回避するために、複数のアンチウイルスソフトを使用して、ウイルスチェックを複数回実施します。



くん蒸

3 排架・長期保存

当館に移管された歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という）は、永久に保存されます。このうち電子公文書等以外のものは、東京本館又はつくば分館の専用書庫で保存しています。専用書庫は原則として、温度22℃、相対湿度55%に設定されており、室内の温湿度を適切に管理しています。また、照明については、紙・インクの変色を防止するため、紫外線を除去した蛍光灯や紫外線の少ないLEDライトを使用しています。

専用書庫には、施錠等による防犯対策のほか、火災に備えて、煙感知器、炭酸ガス及びイナージェンガス噴射による消火設備が整備されています。また書庫内の環境維持のため清掃を徹底しており、虫トラップの設置等の防虫対策を実施しています。

特定歴史公文書等の状態及び利用状況を踏まえ、ドライクリーニングや金具取り等劣化要因の除去にも取り組んでいます。

電子公文書等は、主に「電子公文書等の移管・保存・利用システム」に保存されます。同システムでは、保存



東京本館書庫



つくば分館書庫

専用のストレージを設け、長期保存のために必要な措置を施した電子公文書等を保存、管理しています。

また、同システムでは、不正アクセス行為を防止するために必要な情報セキュリティ対策を実施しています。

さらに、同システムで保存する電子公文書等のバックアップを長期保存用光ディスクに書き込み、保管しています。

4 目録の作成

特定歴史公文書等を適切に保存し、利用に供するため、1 簿冊ごとに目録を作成し、国立公文書館デジタルアーカイブにより公表しています。

目録の主な記載項目は以下のとおりです。

- ・分類及び名称
- ・移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
- ・移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- ・保存場所
- ・媒体の種別
- ・請求番号
- ・インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否
- ・利用制限の区分
- ・その他適切な保存及び利用に資する情報



目録作成

Ⅱ 歴史公文書等の移管から利用まで

5 複製物の作成

特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの内容、保存状態、作成・取得からの時の経過、利用の状況等を踏まえた複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体により複製物を作成しています。現在はデジタル化により複製物を作成することを基本としています。

複製物作成計画については、年度当初にホームページで公表しています。



デジタル化作業

6 修復業務

特定歴史公文書等の中には、経年による劣化に加え、過去に虫やネズミ等による食害・水・煙害・酸性化等によって損傷を受けたため、閲覧等の利用に支障をきたしているものも多くあります。

これらは専門的技術を持った職員により資料の損傷の程度が見極められ、繕い、裏打ち、リーフキャストイング等の種々の方法で修復します。



修復室



繕い作業



裏打ち作業



3. 利用業務

1 利用の方法

特定歴史公文書等は、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記録されているなどの場合を除き、誰でも閲覧することができます。また、写しの交付(有償)を受けることもできます。

閲覧室には、特定歴史公文書等の検索ができるよう、デジタルアーカイブを利用できる端末を備えています。

また、利用者が持参したカメラで特定歴史公文書等を撮影することができるほか、つくば分館で所蔵している特定歴史公文書等のうち、利用制限区分が「公開」又は「部分公開」となっているものについては、東京本館に取り寄せて閲覧していただいています。



閲覧室



検索用端末

2 国立公文書館デジタルアーカイブ

インターネットを通じて、特定歴史公文書等の目録情報の検索や画像等が利用できます。

国立公文書館デジタルアーカイブでは、資料群をたどりながらの階層検索やキーワード検索が可能です。さらに、国内外の他のデータベースと連携する横断検索機能も備えています。



国立公文書館デジタルアーカイブ
(<https://www.digital.archives.go.jp/>)



国立公文書館デジタルアーカイブ 検索結果一覧画面

当館では、特定歴史公文書等の目録、検索方法などに関する問い合わせに対応しています。電話、メール等でお問い合わせください。

III 利用の促進に係る活動

1. 展示会

所蔵資料を広く紹介し、館の活動と特定歴史公文書等を保存、利用することの意義をご理解いただくため、常設展のほか、特別展、企画展、館外展を開催しています。

▶ 常設展

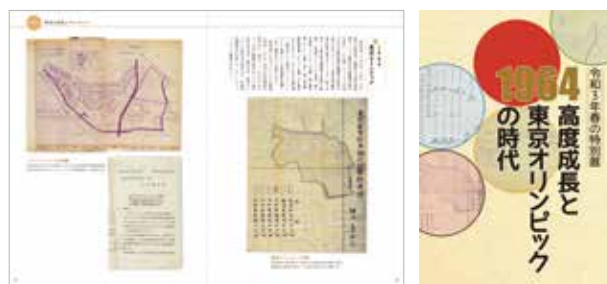
近代以降の歴史的な事象に関する所蔵資料（複製）を展示する基本展示「日本のあゆみ」と、シンボル展示「日本国憲法」（複製）を展示しています。特別展・企画展の開催に関わらず、常時ご観覧いただくことができます（休館日を除く）。

令和2～3年（2020～2021）度には大幅リニューアルを行い、展示資料の見直しに加え、時代背景や当時の主要な出来事を年表で紹介するパネルを設置するなど、歴史を学ぶ中学生や高校生にも理解しやすい、充実した展示内容を実現しました。その他にも、各資料にQRコードを配置したり、英語の展示資料一覧や解説を準備したりするなど、展示の内容をさらに深く知りたい方、海外から来館された方など、幅広い利用者のニーズに応えられるよう、工夫を行っています。



▶ 特別展

毎年1～2回、改元や天皇陛下の御即位、昭和39年（1964）に開催された東京オリンピック・パラリンピック大会など、社会的に特に関心の高いテーマ等を設定して、特別展を開催しています。特別展では、全ての展示資料を紹介する図録を制作するとともに、展示紹介動画を制作し、当館YouTubeで公開しています。関連行事として、展示企画者による解説会、外部有識者等をお招きしての記念講演会などを行っています。



特別展図録

▶ 企画展

年3回、古代から現代にいたる記録管理の歴史や、書誌学を取り入れた所蔵資料の紹介といった調査研究の成果を含む多様なテーマを設定して、企画展を開催しています。内閣文庫をメインとした展示、行政文書をメインとした展示をバランスよく行っています。企画展では、主要な展示資料を掲載した簡易図録を制作するとともに、展示紹介動画を制作し、当館 YouTube で公開しています。また、関連行事として展示企画者による展示解説会を複数回実施しています。



展示解説会[令和3年(2021)]

▶ つくば分館

つくば分館では、常設展のほか、春と夏の企画展を開催しています。



つくば分館の展示(常設展)

▶ 館外展

日頃、ご来館いただくことが難しい遠隔地を中心に、所蔵資料の更なる利用の促進を図るため、館外における展示会を開催しています。近年は千葉県、高知県、香川県三豊市で開催し、原本の展示に加え、パネル展示の形で開催しています。



館外展展示解説会風景[令和3年(2021)]

▶ デジタル展示

一部の特別展・企画展等については、展示内容を再構成したデジタル展示も公開しています。



Ⅲ 利用の促進に係る活動

2. 見学

当館の業務（利用、保存、修復、展示等）や特定歴史公文書等の利用方法について、広くご理解いただくことを目的として、様々な団体の見学を受け入れています。また、個人が参加できるツアーを開催しています。

1 バックヤードツアー（団体向け）

行政機関、民間企業、学校、NPO法人等さまざまな団体を事前申込により受け入れ、施設見学を実施しています。

2 館主催見学ツアー（個人向け）

①ふらっとツアー

事前申込み不要の施設見学ツアーを定期的に開催しています。

②児童・生徒等を対象とした見学ツアー

小学生とその親子、中高生、大学生、友の会会員等を対象とした事前申込による見学ツアーを開催しています。施設見学に加え、解説付き展示会観覧や所蔵資料の閲覧体験など、公文書等に親しんでいただく機会を設けています。



館主催見学ツアー（ふらっとツアー）



館主催見学ツアー（中高生対象）〔令和元年（2019）〕

3. 友の会

当館に関心を寄せる方々に、当館の展示・イベント等の情報をお知らせすることで、当館を積極的に活用していただくとともに、当館がより充実した、身近な場となるための活動をサポートしていただくことを目的としています。平成27年（2015）9月から会員を募集し、同年12月からサービスを開始しました。

1 会員特典

当館オリジナルグッズ（特別展図録等）の無償頒布のほか、イベントへの招待・優先案内、『国立公文書館ニュース』その他の情報提供を行っています。



館主催見学ツアー（友の会会員対象）〔令和2年（2020）〕

2 友の会ボランティアガイド

当館と利用者及び利用者同士の交流に係る取組として、令和2年（2020）度から「国立公文書館友の会ボランティアガイド」の活動を開始しました。東京本館展示会場を案内し、展示資料の解説を行う「展示ガイド」等として活躍しています。

4. 広報

1 国立公文書館ニュース

当館の所蔵資料、業務・活動、展示会等の情報を視覚的に分かりやすくコンパクトに紹介することにより、幅広い層の理解を得ることを目的として、年4回広報誌『国立公文書館ニュース』を発行しています。



vol.25



vol.26



vol.27



vol.28



2 ホームページ・SNS

当館に関する情報や館所蔵の特定歴史公文書等の情報を提供するため、ホームページを開設しています。

また、平成26年(2014)4月からTwitter、平成29年(2017)12月からFacebook、平成30年(2018)3月からYouTubeによる情報発信を行っています。これらSNSでは、当館の活動、所蔵資料、展示会、見学ツアー、イベントに関する情報などを紹介しています。



ホームページ



Twitter



Facebook



YouTube

5. 調査研究

利用者サービスやレファレンスの質の向上等につなげるため、歴史公文書等に関する専門的な調査研究を行い、その成果を当館ホームページや研究紀要『北の丸』を通じて公表しています。



研究紀要『北の丸』

IV 国内外の連携・交流

1. 国内の連携に係る取組

国、地方公共団体、学協会、高等教育機関など国内のアーカイブズ関係機関と相互に連絡・協力を行っています。

1 全国公文書館長会議

公文書管理制度の円滑な運用及び歴史公文書等の適切な保存・利用に資するため、国及び地方公共団体等が設置する公文書館等が直面する諸問題について協議するとともに、公文書館等の緊密な連携を図ることを目的として、平成元年（1989）から毎年、全国公文書館長会議を開催しています。最近の会議では、各機関の共通の課題である、「アーキビストの育成と活用」についての協議、「防災対策」などの先行事例報告などによる情報共有を行っています。



全国公文書館長会議[令和3年(2021)]

2 国立公文書館等、地方公共団体公文書館等一覧 令和4年(2022)1月現在

▶ 国立公文書館等一覧

国立公文書館
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館
外務省大臣官房総務課外交史料館
北海道大学大学文書館公文書室
東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室
筑波大学アーカイブズ
東京大学文書館
東京外国語大学文書館
東京工業大学博物館資料館部門公文書室
東海国立大学機構大学文書資料室
京都大学大学文書館
大阪大学アーカイブズ
神戸大学大学文書史料室
広島大学文書館
九州大学大学文書館
日本銀行金融研究所アーカイブ

▶ 地方公共団体公文書館等一覧

【都道府県】40 館

北海道立文書館
青森県公文書センター
宮城県公文書館
秋田県公文書館
山形県公文書センター
福島県歴史資料館
茨城県立歴史館
栃木県立文書館
群馬県立文書館
埼玉県立文書館
千葉県文書館
東京都公文書館
神奈川県立公文書館
新潟県立文書館
富山県公文書館
福井県文書館
長野県立歴史館
岐阜県歴史資料館
静岡県公文書センター
愛知県公文書館
三重県総合博物館
滋賀県立公文書館
京都府立京都学・歴史館
大阪府公文書館
兵庫県公館県政資料館
奈良県立図書情報館
和歌山県立文書館
鳥取県立公文書館
島根県公文書センター

岡山県立記録資料館

広島県立文書館
山口県文書館
徳島県立文書館
香川県立文書館
高知県立公文書館
福岡県立公文書館
佐賀県立文書館
大分県公文書館
宮崎県文書センター
沖縄県公文書館

【政令指定都市】10 館

札幌市公文書館
川崎市公文書館
相模原市立公文書館
新潟市文書館
名古屋市政資料館
大阪市公文書館
神戸市文書館
広島市公文書館
北九州市立文書館
福岡市総合図書館

【市区町村】34 館

横手市公文書館
大仙市アーカイブズ
常陸大宮市文書館
小山市文書館
芳賀町総合情報館

中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」

久喜市公文書館
八潮市立資料館
板橋区公文書館
武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館
府中市立ふるさと府中歴史館
藤沢市文書館
寒川文書館
上越市公文書センター
富山市公文書館
長野市公文書館
松本市文書館
上田市公文書館
須坂市文書館
東御市文書館
安曇野市文書館
長和町文書館
小布施町文書館
高山市公文書館
磐田市歴史文書館
守山市公文書館
尼崎市立歴史博物館
高松市公文書館
三豊市文書館
西予市城川文書館
福岡県市町村公文書館
太宰府市公文書館
天草市立天草アーカイブズ
北谷町公文書館

2. 国際交流

1 国際公文書館会議（ICA）

国際公文書館会議（International Council on Archives, ICA）は、各国公文書館の相互連携と発展に貢献することを目的として、昭和 23 年（1948）に発足した国際非政府機関です。本部はパリに置かれ、約 160 にわたる国・地域における機関及び個人の会員が加盟しています。

当館は昭和 47 年（1972）に加盟し、以後、毎年開かれる国際会議等に参加し、専門セミナーでの発表やワークショップ等を通じて日本からの情報発信を行っています。また、各国の国立公文書館長で構成される国立公文書館長フォーラムへの出席等の機会を通じて、アーキビスト等との交流を深め、国際的な公文書館活動への積極的な参画に努めています。

ICA では設立記念日の 6 月 9 日を「国際アーカイブズの日」と定めており、当館では、その週に合わせて開催する「国際アーカイブズ週間」記念講演会等を通じて広報啓発を図っています。



ソウル（韓国）で開催された第18回ICA大会〔平成28年（2016）〕
（提供：韓国国家記録院）

2 国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）

ICA のもとには 13 の地域支部があり、当館はその一つ、東アジア地域支部（East Asian Regional Branch of the International Council on Archives, EASTICA）に所属しています。平成 5 年（1993）に設立された EASTICA の他の国・地域は、中国、韓国、モンゴル、北朝鮮、香港、マカオで、毎年開催されるセミナー及び 2 年に一度の総会、香港大学と共催で実施しているアーカイブズ専門職向けの研修などを通じて、東アジア地域の公文書館の発展に寄与しています。

日本でもこれまで 5 回にわたって総会とセミナーを開催し、議長国や理事として、EASTICA の活動に貢献しています。



東京で開催された EASTICA 総会〔令和元年（2019）〕

3 諸外国の公文書館等との交流

当館では、諸外国の公文書館制度や公文書館の機能・業務内容等の調査を行うとともに、様々な交流を行っています。

平成 30 年（2018）にはベトナム国家記録アーカイブズ局と、令和 4 年（2022）にはモンゴル国公文書管理庁と、それぞれ協力覚書に基づく共同事業としてオンライン資料紹介サイトを公開しました。また、世界各国から視察や研修の受入れを行っており、文書修復の担当者に対する専門的研修等を実施しています。



モンゴル国公文書管理庁との協力覚書の署名〔令和元年（2019）〕

V 研修・アーキビスト認証

1. 研修の実施

1 公文書管理研修

国及び独立行政法人等の文書管理実務の担当者を対象として、以下の2つの研修を実施しています。

公文書管理研修Ⅰ（初任者研修）

公文書管理の重要性に関する意識を高めるとともに、公文書管理法の概要を理解し、レコードスケジュールの設定、廃棄協議等に関する基本的な事項の習得を目的としています。

公文書管理研修Ⅱ（実務担当者研修）

公文書管理法を始めとする関連法令を理解するとともに、公文書等の管理に関する実務担当者として必要となる専門的な事項の習得を目的としています。



公文書管理研修Ⅰ [令和3年(2021)]

2 アーカイブズ研修

国、独立行政法人等、地方公共団体の公文書館及び文書主管課等の職員を対象として、以下の3つの研修を実施しています。

アーカイブズ研修Ⅰ（基礎コース）

公文書館制度や歴史公文書等の保存及び利用の実務に関する基本的な事項の習得を目的としています。

アーカイブズ研修Ⅱ（テーマ別実践コース）

特定のテーマに関する講義や共同研究、実習を通し

て、アーキビストとしての資質の向上、実務上の問題点の解決方法等習得することを目的としています。

アーカイブズ研修Ⅲ（専門職員養成コース）

公文書館等において中核的な役割を担う専門職員を養成するため、「アーキビストの職務基準書」が示す専門的な事項の習得を目的としています。全課程を修了し、修了研究論文の審査に合格した者に修了証書を交付しています。



アーカイブズ研修Ⅲ [令和3年(2021)]

3 講師派遣

国及び独立行政法人等、地方公共団体その他外部の機関が個別に実施する研修会等に対して、求めに応じて、館役職員を講師等として派遣し、講義を行っています。



外部研修会における講師派遣 [令和2年(2020)]

2. アーキビスト認証

1 目的

当館では、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有する者を国立公文書館長が認証する仕組みを設けています。

そして、認証アーキビストの配置・活用の促進を通して我が国全体の公文書管理の充実を目指しています。

2 認証アーキビストとは

アーキビスト (archivist) とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ (archives) において働く専門職員を言います。

アーキビストは、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。アーキビストが存在しない組織では、その時々担当者の考えや不十分な管理体制によって、本来は残されるべき記録が廃棄されるなど、後世に伝えられるべき重要な記録、さらにその記録をもとに記されるはずの歴史が喪われてしまう恐れがあります。

こうしたことから、アーキビストには、高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験が求められます。

当館では、こうした重要な役割を担うアーキビストの職務とその遂行上必要となる知識・技能等を明らかにするため、有識者や関係機関の協力を得て「アーキビストの職務基準書」(平成30年12月)を策定し、この職務基準書に基づき、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を「認証アーキビスト」として認証する仕組みを、内閣府からの認可を得て、令和2年(2020)度から開始しました。

3 認証アーキビストの要件

認証を受けるためには、以下の3要件が必要となります。

1. 知識・技能等

アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能が学べる大学院修士課程の科目を修得又は関係機関の研修を修了

2. 実務経験

評価選別・収集などのアーカイブズに関わる3年以上の実務経験

3. 調査研究能力

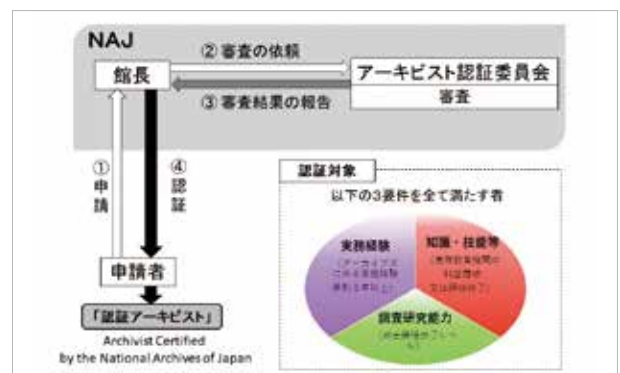
修士課程修了レベルの調査研究能力(修士課程相当を修了又は紀要の論文等の提出及びアーカイブズに係る1点以上の調査研究実績)

※体系的な教育・研修の機会が限られてきた状況を踏まえ、教育・研修の機会を得ていないものの、豊富な「2. 実務経験」と「3. 調査研究能力」を有し、「1. 知識・技能等」も修得済みと判断される者は、認証を受けることが可能。

4 認証の仕組み

①申請者は、国立公文書館長宛てに申請書類を提出。②館長は、有識者からなるアーキビスト認証委員会に対し審査を依頼。③認証委員会は審査を行い、結果を館長へ報告。④館長は、その結果に基づき、申請者に認証の可否を通知し、所定の手続きの完了を確認し認証。

社会規範の変容や、情報技術の進展等を踏まえ、認証アーキビストに求められる知識・技能等が、時代に即して更新されていることを確認するため、認証の有効期間を5年とする更新の仕組みを設けています。



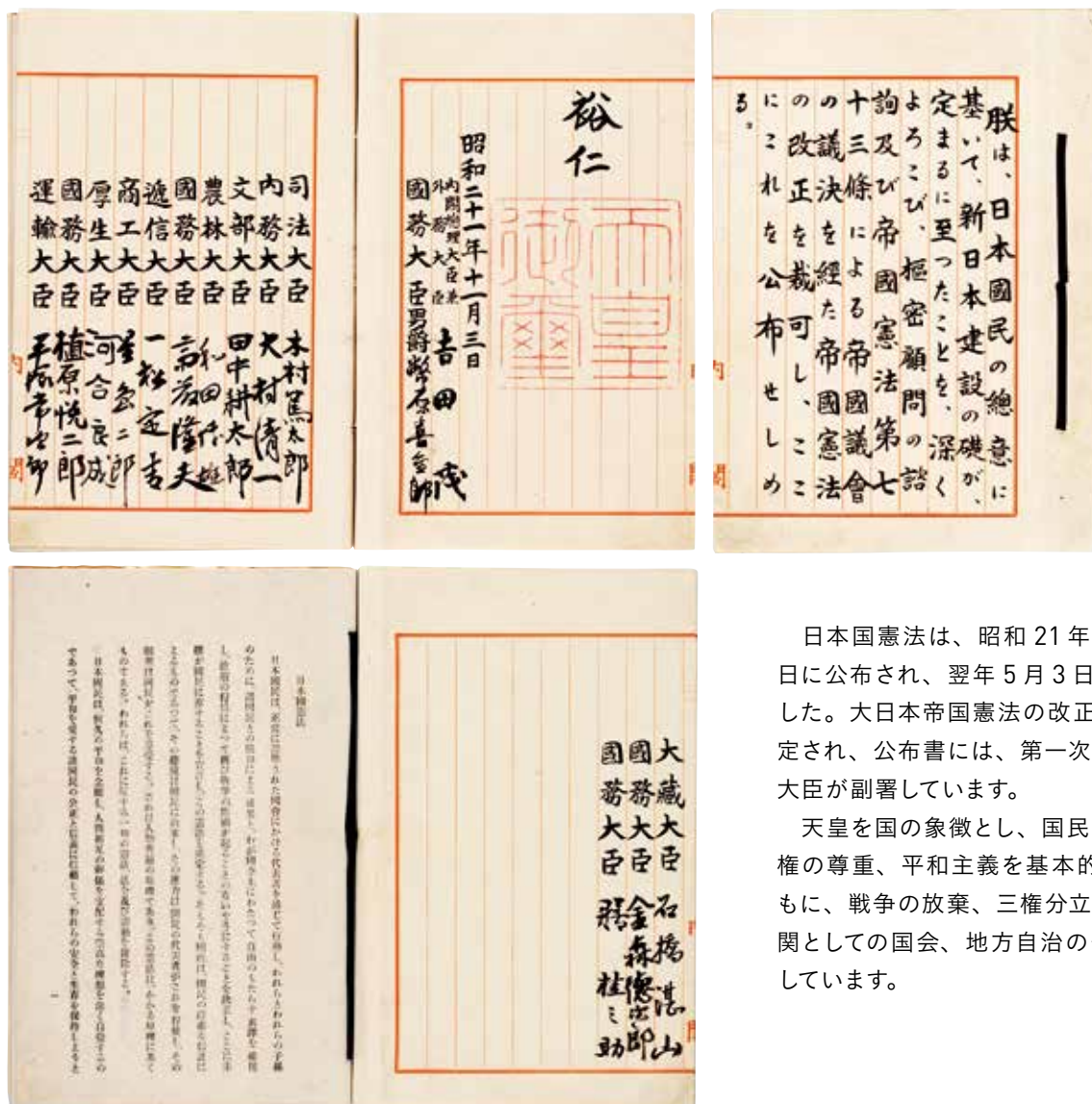
アーキビスト認証の仕組み

VI 主な所蔵資料

当館の所蔵資料は、大きく5つの資料群に分けられます。各府省等から移管された「行政文書」、司法機関から移管された「司法文書」、独立行政法人等から移管された「法人文書」、民間の法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託された「寄贈・寄託文書」、国立公文書館の設置に際し、その重要な一部門となった内閣文庫所蔵の古典籍・古文書である「内閣文庫」です。これら所蔵資料のうち、30件が国の重要文化財の指定を受けています（令和4年3月現在）。

1. 公文書

▶ 日本国憲法 昭和21年(1946)



日本国憲法は、昭和21年(1946)11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されました。大日本帝国憲法の改正手続に従って制定され、公布書には、第一次吉田茂内閣の各大臣が副署しています。

天皇を国の象徴とし、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本的原則とするとともに、戦争の放棄、三権分立、国権の最高機関としての国会、地方自治の保障などを規定しています。

▶ 終戦の詔書 昭和20年(1945)



昭和20年(1945)8月14日、御前会議でのポツダム宣言受諾の決定を受け、「大東亜戦争終結ニ関スル詔書」が發布されました。この詔書は、「終戦の詔書」と呼ばれています。8月14日の閣議の際、詔書の案文は、議論を踏まえて数カ所の修正が行われたのちに、文言が確定しました。翌15日正午、「堪え難きを堪え 忍び難きを忍び」の文言で知られる、いわゆる「玉音放送」として国民に伝えられました。

▶ 大日本帝国憲法 明治22年(1889)



大日本帝国憲法は、明治22年(1889)2月11日に發布され、翌年11月29日の第1回帝国議会開会から施行されました。

憲法には、^{じょうめい}上諭、^{ぎょうめい}御名(天皇の署名)、^{ぎょうし}御璽(天皇の印)、年月日のあと、内閣総理大臣 黒田清隆を筆頭に、宮中席次の順に各大臣等の自筆による副署が記されています。この中には、特別に勅語を賜り内閣に列した枢密院議長伊藤博文の署名も含まれています。

VI 主な所蔵資料

▶ ^{こうぶんろく}公文録（図表共）並索引【重要文化財】



明治初期の太政官が各省との間で授受した文書を、年次別・機関別に編纂したもので、総冊数 4,000 冊を超える資料群となります。明治元年（1868）から太政官制が廃止になる明治 18 年（1885）12 月末までの文書が編纂されています。

▶ 藩ヲ廃シ県ヲ置ク 明治 4 年（1871）



明治 4 年（1871）7 月 14 日、廃藩置県の詔が発せられました。知藩事は全て罷免されて東京に居住することが命じられました。知藩事に代わり、政府が任命する府知事・県知事（のち県令）が各府県の行政を行うこととなりました。藩は全て県となり、日本全国で、3 府 302 県となりました。

本資料が含まれる^{だじょうるいてん}太政類典は、^{だじょうかん}太政官記録課が、慶応 3 年（1867）10 月から明治 14 年（1881）までの太政官日記及び日誌、^{こうぶんろく}公文録等から典例条規を採録・浄書し、制度、官制、官規、儀制等の 19 部門に分類し、これらを年代順に編集したもので、明治前期の貴重な資料として、歴史研究者に広く利用されています。

▶ 衆議院議員選挙法改正法律 大正 14 年（1925）

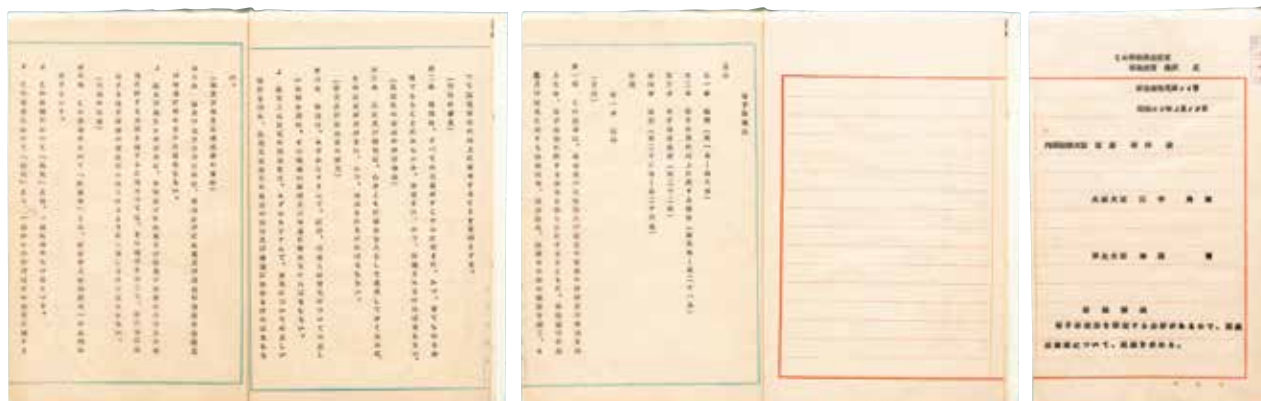


第 1 次加藤高明内閣は衆議院議員選挙法改正法律案を第 50 回帝国議会に提出しました。同改正法（普通選挙法）は、大正 14 年（1925）5 月 5 日に公布されました。これにより、満 25 歳以上の男子に選挙権が与えられました。

本資料が含まれる公文類聚は、従前、太政類典という

名称で編集されていましたが、明治 15 年（1882）から「公文類聚」という名称に改められました。特殊な部門を除き政体門から外事門までの 23 部門に分類し、年別に編集されていましたが、明治 19 年（1886）からは主として法律及び規則の原議を収録し編集されています。

▶ 母子保健法案 昭和 40 年（1965）



昭和 40 年（1965）8 月 18 日、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持と増進を図り、国民保健の向上に寄与するため、母子保健法が公布されました。

本資料が含まれる法令案審議録は、内閣法制局が法

案審査の記録を綴ったものです。法令案審議録は、内閣法制局における審査、閣議請議を経て公布されるまでの過程が収録されています。

VI 主な所蔵資料

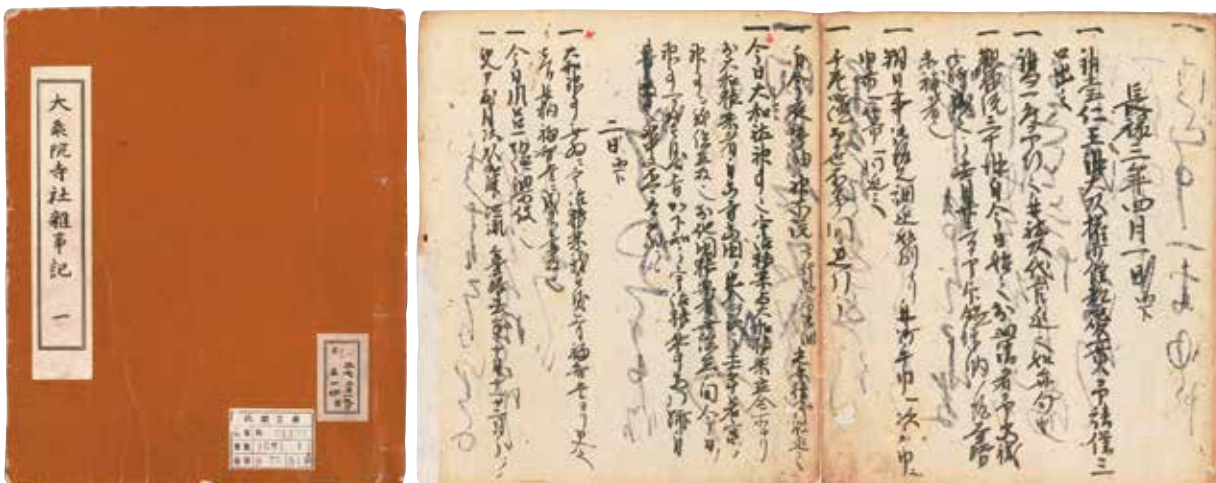
2. 古書・古文書

▶ ^{ごしょもつかたとめちよう}御書物方留牒・御書物方日記【重要文化財】



江戸時代に紅葉山文庫の管理に従事した書物奉行の執務日誌で、全 225 冊と大部にわたり、宝永 3 年 (1706) から安政 4 年 (1857) までおよそ 150 年間書き継がれてきました。

▶ ^{だいじょういん じしゃぞう じき}大乘院寺社雑事記【重要文化財】



奈良興福寺の大乘院の門跡を務めた尋尊 (1430～1508)・政覚 (1453～94)・経尋 (1498～1526) の宝徳 2 年 (1450) から約 80 年間の日記と関連する記録です。応仁の乱をはさむ室町時代後期の政治、経済、世情、風

俗等が記載されています。また、本資料は不用となった手紙等の裏に書かれているため、日記の裏側にも別の文書 (紙背文書) が見られるのも特徴です。

▶ ぜんそうへいわ 全相平話【重要文化財】

中国の歴史上の出来事を、フィクションを取り入れながら面白く講談した大衆向けの歴史物語です。本書は、しち至治年間（1321～1323）に刊行されたもので、現存する唯一の刊本であり、中国文学史ならびに書誌学の貴重な資料として世界的に知られています。

本書には、「武王伐紂書」「楽毅図齊七国春秋後集」「秦併六国平話」「前漢書統集」「三国志」という五つの物語が収録されています。



内閣文庫の沿革

内閣文庫の起源は、明治6年（1873）、太政官正院歴史課に置かれた図書掛に見ることができます。その後、同17年1月24日に、「内閣文庫」の前身である各官庁の中央図書館「太政官文庫」が設置されました。さらに同18年12月22日、内閣制度の創始に伴い、同月24日に、内閣記録局図書課が設置され、同課所管の「内閣文庫」が発足しました。

その後、内閣書記官室記録課、内閣官房記録課、同総務課など所管の変遷があり、昭和23年（1948）2月9日、国立国会図書館法が公布され、同年8月25日、内閣文庫は同図書館支部内閣文庫となりました。昭和32年（1957）8月1日、総理府本府組織令の改正により、内閣文庫は、内閣総理大臣官房総務課より分離し、大臣官房の一部門として独立した内部組織となり、内閣総理大臣官

房内閣文庫長が置かれるようになりました。

昭和46年（1971）7月1日、国立公文書館の設置にともない、同館に庶務課、公文書課、内閣文庫が設置されました。平成13年（2001）、同館の独立行政法人化に伴い、組織としての内閣文庫は無くなりましたが、内閣文庫所蔵資料は、現在に至るまで当館でその多くを所蔵しています。

所蔵資料群の代表的なものとしては、江戸幕府の紅葉山文庫や昌平坂学問所、和学講談所、医学館などの書籍や記録類を継承しています。ほかに、大名家からの献上本、明治政府が収集・購入した古書・古文書、明治初年に政府が調査・翻訳した諸外国の歴史・政治・法律書の稿本類、明治から昭和20年までの官庁刊行物など、その内容は多岐にわたっています。

VI 主な所蔵資料

3. 国の重要文化財一覧

令和4年(2022)3月現在

江戸幕府書物方関係資料 えとばくふしょもつかたかんけいしりょう	江戸時代に紅葉山文庫の管理に従事した書物奉行の執務日記や紅葉山文庫の目録などを中心とした資料群です。江戸幕府の諸機関が作成したものとして貴重な資料です。平成30年(2018)10月31日指定。
尋憲記 じんけんき	奈良興福寺大乘院の門跡尋憲(?~1585)が作成した、永禄5年(1562)から天正5年(1577)までの自筆日記。当時の門跡内の軋轢や日常の交流を伝える記述のみならず、戦国の動乱期における大和国の動静なども詳細に記しています。平成23年(2011)6月27日指定。
三箇院家抄 さんかいげしりょう	奈良興福寺大乘院の門跡尋尊(1430~1508)が作成した、関係寺院の所領の田地帳や諸国の荘園目録といった台帳等の記録類です。大乘院門跡の人的構成や門跡領荘園の変遷の様相などが詳細に記録されています。平成16年(2004)6月8日指定。
経覚私要鈔 きやうがくしりょう	奈良興福寺大乘院の門跡経覚(1395~1473)が記した、応永22年(1415)から文明4年(1472)までの自筆日記で、別名「安位寺殿御自記」ともいわれています。興福寺の寺務と寺領支配のみならず、京都の動静など、当時の政治や社会・文化など、その記載は多岐にわたっています。平成15年(2003)5月29日指定。
大乘院寺社雑事記 だいじょういんじしゃざうじき	奈良・興福寺の大乘院の門跡を務めた尋尊(1430~1508)・政覚(1453~94)・経尋(1498~1526)の宝徳2年(1450)から約80年間の日記と関連する記録です。応仁の乱前後の畿内を中心とした政治・社会・経済・宗教・芸能等に関する最も重要な資料の一つです。平成14年(2002)6月26日指定。
阿蘭陀本草和解 おらんだほんぞうわけ	八代將軍吉宗(1684~1751)の命を受けて、本草学者である幕府の医官野呂元丈(1693~1761)が、主として紅葉山文庫所蔵のドドネウスの「草木誌」を抄訳したものです。原書の解説を行った蘭学研究の嚆矢です。平成11年(1999)6月7日指定。
公文録(図表共)並索引 こうぶんろく(ずひょうとも)ならびにさくいん	明治政府が、明治元年(1868)から太政官制が廃止になる明治18年(1885)12月末までに実施した基本的な諸政策についての原議書類などの原本を収めたものです。関連の図表・索引と共に、近代史研究の根本資料の一つです。平成10年(1998)6月30日指定。
庶物類纂・庶物類纂図翼 しよぶつるいさん・しよぶつるいさんずよく	幕府の命により稻生若水(1655~1715)・丹羽正伯(1691~1756)が編纂した一大本草書で、我が国博物学史上画期的業績です。図翼は旗本戸田祐之から幕府に献上された葉草図集。約530枚の細密な図が、鮮やかな彩色で描かれています。平成8年(1996)6月27日指定。
貞享暦 じやうきやうれき	幕府は、誤差の著しかった宣明暦を渋川春海(1639~1715)の研究に基づいて貞享2年(1685)元旦を以って改暦しました。本書は、研究成果を春海自ら浄書して幕府に進献した本です。平成6年(1994)6月28日指定。
北槎聞略 ほくさぶんりやく	天明2年(1782)、江戸への航海中に遭難、漂流の後ロシアに渡り、寛政4年(1792)に帰国した伊勢国の船頭大黒屋光大夫等の体験を、蘭学者桂川甫周が幕府の命を受けて聴取したロシア・シベリアの地誌・見聞録です。平成5年(1993)1月20日指定。
吾妻鏡(北条本) あづまかがみ(ほうじょうぼん)	治承4年(1180)の伊豆国における源頼朝の挙兵から、文永3年(1266)の六代將軍宗尊親王の帰洛までの歴史を編年体で著した鎌倉幕府の正史です。旧蔵者小田原北条氏に因んで「北条本」と呼ばれています。平成5年(1993)1月20日指定。
間宮林蔵北蝦夷等見分関係記録 まみやりんぞうきたえぞとうけんぶんかんけいきろく	間宮林蔵が、文化5~6年(1808~1809)に行った樺太・東韃地方探査の記録の幕府への呈上本。「北蝦夷島地図」「東韃地方紀行」「北夷分界余話」の三編からなります。この探査によって、樺太の離島性が証明されました。平成3年(1991)6月21日指定。
諸宗末寺帳 しよしゅうまつじちやう	寛永9~10年(1632~1633)幕府の命令で提出された全国の諸宗(天台、浄土真宗を除く)の本寺と末寺の一覧表です。現存最古の末寺帳で、江戸時代初期の寺院の本末関係を知るための基本資料です。平成元年(1989)6月12日指定。



吾妻鏡



足利尊氏袖判下文(朽木家古文書)



正保城絵図(三原城図)

朽木家文書 くつきけもんじょ	近江高島郡朽木庄の地頭であった朽木家に伝来した文書で、中世武家文書がまとまって保存された資料群として貴重なものです。明治政府による、古書・古文書の収集の一環として、明治21年(1888)、内閣記録局が購入しました。平成元年(1989)6月12日指定。
正保城絵図 しょうほうしろえず	正保年間(1644～48)国絵図とともに幕府の命令によって作成された城下町の地図集です。近世築城の完成期の実情を描写していること、城郭内の建造物、石垣の高さ、堀の幅や水深などの軍事情報などが精密に描かれています。昭和61年(1986)6月6日指定。
国絵図並郷帳 くにえずならびにごうちょう	徳川幕府の勘定所が、諸国の領主・代官から提出された資料に基づき編集した国ごとの絵図及び郷帳の原本です。特に天保度(19世紀半ば)のものは国絵図・郷帳ともに全国分が揃っています。昭和58年(1983)6月6日指定。
鉅宋広韻 きょそうこういん	宋代(10～13世紀)の有名な音韻書(字書の一つで漢字を韻字で分類したもの)です。南宋乾道5年(1169)の出版で、完本では現存最古です。木村兼葭堂(1736～1802)の旧蔵書で、文化元年(1804)昌平坂学問所に納められました。昭和32年(1957)2月19日指定。
梅亭先生四六標準 ばいていせんせいしろくひょうじゅん	李劉撰。南宋の駢文の大家である著者の作品集です。本書は南宋(1127～1279)刊本で、同版本は他に伝存していません。新宮城主水野忠央(1814～65)旧蔵です。昭和32年(1957)2月19日指定。
平斎文集 へいさいぶんしゅう	南宋の政治家・洪咨の詩文集です。南宋中期(13世紀初頭)の刊本で、他に伝本として知られるものはありません。狩谷斎(1775～1835)旧蔵で、安政2年(1855)に昌平坂学問所に納められました。昭和32年(1957)2月19日指定。
類編増広潁浜先生大全文集 るいへんぞうこうえいひんせんせいたいぜんぶんしゅう	中国、北宋の詩人蘇軾の弟にあたる蘇轍(1039～1112)の詩文集で、南宋の乾道中(1165～73)の刊本です。文化5(1808)年に昌平坂学問所に納められました。昭和32年(1957)2月19日指定。
予章先生文集 よししょうせんせいぶんしゅう	中国、北宋の詩人黄庭堅(1045～1105)の詩文集で、中国、南宋(1127～1279)の早い時期に刊行されたとされる大字本といわれるものです。文化5(1808)年、近江国仁正寺藩主市橋長昭(1773～1814)が幕府に献上しました。昭和32年(1957)2月19日指定。
管見抄 かんけんしょう	唐の白居易が著した「白氏文集」中より、治政の参考になる詩文を抄出したものです。本書は、永仁3年(1295)に書写されたものですが、他に伝本の所在が知られていません。和学講談所旧蔵本。昭和32年(1957)2月19日指定。
淮海集 わいかいしゅう	蘇東坡と交遊のあった宋の秦觀の漢詩文集です。南宋の乾道9年(1173)高郵軍学刊本。近江国仁正寺藩主市橋長昭(1773～1814)から、文化5年(1808)湯島の聖堂に献上されました。昭和31年(1956)6月28日指定。
周易新講義 しゅうえきしんこうぎ	宋の原の手になる易の解説書で、中国元代(13世紀末)には、本国でも既に存在が知られなくなっていました。本書は南宋初年(12世紀初頭)の刊本で、文化2年(1805)に昌平坂学問所の蔵書となりました。昭和31年(1956)6月28日指定。
史略・子略 しりゃく	宋の高似孫撰。南宋の宝慶年間(1225～27)の刊本です。中国でも早くに散逸した書物で本書は唯一の伝本です。木村兼葭堂(1736～1802)旧蔵で、文化元年(1804)昌平坂学問所に入りました。昭和31年(1956)6月28日指定。
東坡集 とうばしゅう	中国、北宋の詩人蘇軾(1036～1101)の詩文集で、南宋の孝宗(1162～89)の時に刊行された現存する『東坡集』の最古の版本です。文化5(1808)年、近江国仁正寺藩主市橋長昭から、幕府へ献上されました。昭和31年(1956)6月28日指定。
全相平話 ぜんそうへいわ	元の至治年間(1321～23)に刊行された歴史講談(平話)です。明代の小説『三国志演義』や『封神演義』などの源流ともなった、現存する世界唯一の刊本です。話にまつわる挿絵を各丁の上部に掲載しています。昭和30年(1955)6月22日指定。
廬山記 ろざんき	宋の陳舜俞撰。古来、名勝地として著名な江西省廬山の地誌です。南宋初年の紹興年間(1131～62)の刊本で、その唯一の完全な伝本です。豊後国佐伯藩主毛利高標(1755～1801)旧蔵で、その死後の文政10年(1827)、幕府へ献上されました。昭和30年(1955)6月22日指定。
法曹類林 ほっそうるいりん	藤原通憲(信西)(1108～59)の収集整理した法律・裁判関係の資料等で、平安時代の法律制度や社会を知る貴重な資料です。金沢文庫旧蔵本で、享保7年(1722)、前田家より幕府へ献上されたものです。昭和30年(1955)6月22日指定。
本朝続文粹 ほんちょうぞくもんずい	平安末期の漢詩文集で、本書の最古の完全な伝本です。文永9年(1272)に北条実時が書写させ金沢文庫に伝えたもので、慶長7年(1602)徳川家康の手に移り、その没後「駿河御文庫本」として紅葉山文庫に納められました。昭和30年(1955)6月22日指定。

VII 国立公文書館アジア歴史



アジア歴史資料センターホームページ (<https://www.jacar.go.jp>)



アジア歴史資料センター（略称「アジア歴」）は、国の機関が保管する「アジア歴史資料」^(注)をデジタルデータとして、インターネットを通じて情報提供するデジタルアーカイブです。アジア歴の事業は、アジア歴史資料のデジタルアーカイブ化を進め、内外の多くの方々の利用を促し、併せて、アジア近隣諸国との相互理解をより深めることを目的としています。

(注) 近現代における我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書その他の記録

1. 沿革

戦後50周年を翌年にひかえた平成6年（1994）8月、村山富市内閣総理大臣（当時）は、「平和友好交流計画」に関する談話を発表し、アジア歴史資料センターの設立の検討を表明しました。

その後、内閣官房に設置された有識者会議の提言を受けて、具体的な開設準備が進められ、アジア歴史資料センターは平成13年（2001）11月に開設されました。

アジア歴は令和3年（2021）11月には開設20周年を迎え、記念事業として11月2日にシンポジウム「デジタルアーカイブの進化と歴史教育・歴史研究」をオンラインで開催するとともに、記念誌『アジア歴史資料センター 20年の歩み』を刊行しました。

シンポジウムの動画及び記念誌は、アジア歴のウェブサイトで公開されています。

2. 提供資料

アジア歴が情報提供する資料は、国の歴史資料を保管する国立公文書館、外務省外交史料館、及び防衛省防衛研究所戦史研究センターの3機関からデジタルデータの提供を受けた明治初期から第二次世界大戦終了後までのアジア歴史資料です。アジア歴は、これら3機関からデータ提供を受けた後、目録情報の整備等を行い、デジタルアーカイブ化して広く一般に提供しています。令和3年（2021）3月末現在、平成29年度から本格的に提供を開始した戦後の資料を含め、約216万件の資料、約3,205万画像を提供しています。

【主な提供資料】

国立公文書館

太政官期から内閣期にかけての政府中枢機関の関連資料を中心に、憲法・詔書・法律・条約・勅令等の公布に際し、御名（天皇の署名）および御璽（天皇の印）が付された文書である「御署名原本」、法律・規則の制定に関する原議書等を編纂した「公文類聚」、地方官

資料センター

会議・参事院・元老院関係の文書等を含む「単行書」、第二次世界大戦後に連合国に接収されていた「返還文書」、戦前から現在に至るまでに作成され、各省庁から移管された文書など。

外務省外交史料館

外務省と在外公館との間の往復文書（公信や電報）を中心とした「戦前期外務省記録」、「戦後外交記録」、省内の部局ごとに作成された調査資料である「調書」、日本と他国間ないしは多数国間で調印された「条約書」、条約書を時系列にとりまとめて収録した「条約集」など。

防衛省防衛研究所戦史研究センター

旧陸軍省及び旧海軍省が作成・保管し、占領期に連合軍によって接収された後に米国から返還された「陸軍省大日記」「海軍省公文備考」、参謀本部が作成した統帥・作戦関係文書及び陸海軍省が作成した軍事行政に関する文書、陸海軍各部隊の戦闘記録等から構成される「陸軍一般史料」「海軍一般史料」など。

3. アジ歴デジタルアーカイブの特徴

アジ歴のデジタルアーカイブは、インターネットを通じて「いつでも」「どこでも」「だれでも」「無料で」資料の検索・閲覧を行うことができ、資料画像のプリントアウトやデータのダウンロードも自由にできます。また、以下のような機能を有しています。

1 充実した目録情報

アジ歴は、資料所蔵機関から提供された目録情報に、独自の項目を加えてデジタルアーカイブに登録しています。資料の作成者や組織歴（資料に関わった組織名）、資料の先頭300字の文字起こし（テキスト化）、写真・図・表のキャプションなどの項目を加えることにより、目録情報を充実させ、キーワード検索の精度を高めています。



アジ歴目録情報

2 複数機関の資料を一括検索

資料所蔵3機関から提供されたアジア歴史資料を、独自の統一様式によりデジタルアーカイブ化しているため、一括して検索・閲覧することができます。その他の類縁機関についてもリンク形式による提携を進めており、アジ歴デジタルアーカイブから一括検索が可能となっています。

3 検索辞書機能

アジ歴の目録情報は原文表記を原則としており、探したい資料を網羅的に検索するためには、地名や人名、出来事などを当時の呼称で検索しなければなりません。特に外国の地名や人名は表記が統一されておらず、複数の表記が使用されていたりします（表記ゆれ）。そこで、アジ歴は検索辞書の機能を提供しています。この機能を使用すれば、検索したキーワードに関わる同義語や関連語、表記ゆれを指定して、網羅的な検索が可能となります。検索用キーワードは、カテゴリー別と五十音順から選択できます。

4 英訳の提供

外国の利用者も効率的に資料検索が行えるように、目録情報のうち簿冊標題・件名標題・作成者名・組織歴／履歴の4項目について、英訳を登録しています。英語版ホームページから検索が行えます。

4. さらなる 情報提供資料の 拡大を目指して

アジ歴は、これまで、資料所蔵3機関から資料のデジタルデータの提供を受けてデジタルアーカイブを構築してきましたが、利用者からは、より幅広い資料を利用したいという要望が多く寄せられています。この要望に応えるため、以下の取組を行っています。

1 リンクによる情報提供

近年、様々な機関がデジタルアーカイブを整備・公開していることから、それらの機関と連携してアジ歴利用者へのさらなる情報提供を行う方策を検討してきました。

その結果、インターネットのリンク機能を利用して、アジ歴が作成した目録情報と相手機関の画像情報をつなげることで、より幅広いアジア歴史資料を利用できる「リンクによる情報提供」を導入することとしました。

本方式による情報提供についても、順次拡大を図っていく予定です。

【既提供資料】

「宮良殿内文庫」^{みやらどうんち}、「矢内原忠雄文庫植民地関係資料」(琉球大学附属図書館)

「旧植民地関係資料」^{きゅうしちみんちかんけいしりょう}、「石田記念文庫」(滋賀大学経済経営研究所)

「北越殖民地関係資料」(北海道立図書館)

「開拓使裁録」(北海道立文書館)

「神戸開港文書」(神戸大学附属図書館)

「大分高商・経専コレクション」(大分大学経済学部教育研究支援室)

「日米新聞」「新世界」(スタンフォード大学フーヴァー研究所)

「山崎元幹文書」(日本貿易振興機構アジア経済研究所)

2 戦後資料の提供

平成27年(2015)に内閣総理大臣の下に設置された「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」(21世紀構想懇談会)は、その報告書において、アジ歴の取組が内外の研究者等

から高い評価を得ていることに鑑み、「戦後の資料についても収集、公開する必要がある」旨を指摘しました。

これを受けて、アジ歴は、国立公文書館、外務省外交史料館から戦後資料のデジタルデータの提供を受け、平成29年度(2017)に本格的に戦後資料の提供を開始しました。

5. ウェブコンテンツ

1 アジ歴グロッサリー (用語集)

誰もが簡単に資料を見つけられるよう、テーマ別にキーワード一覧、地図、組織変遷表、年表等から、お探しの資料や関連資料にスムーズにアクセスすることができる資料検索のナビゲーション機能です。



アジ歴グロッサリー

2 インターネット特別展

公文書に馴染みの薄い利用者にも公文書に親しんでもらえるよう、歴史上の出来事を解説しつつ、関連する公文書を紹介しているコーナーです。資料の紹介を中心にした「特集」もあります。一部については、英語版も公開しています。



インターネット特別展「岩倉使節団 ～海を越えた150人の軌跡～」

3 アジア歴史ラーニング

新学習指導要領にもとづく資料を活用した授業や、社会人の学び直しなどに利用していただくための、教育用コンテンツです。年表から歴史上の出来事を選んで、用語解説を読んだり、関連する資料の画像やテキストを見たりすることができます。



アジア歴史ラーニング

4 歴史用語に関する日英対訳集

英語目録の整備にあたっては、専門用語の英訳のため外部有識者による専門的知見に基づいた検証を行っています。本コンテンツは、こうした長年の活動の成果を、日英の対訳として一覧できる形で公開するものです。

5 アジ歴トピックス

利用者からの検索頻度の高い歴史トピックを対象に、関連資料をリストアップして簡潔な紹介とともに資料を閲覧できるようにしています。「戦争・事件」「人名」「制度・用語」の3つのカテゴリーがあります。

6. 利用促進の取組

1 外国語ホームページの公開

外国の利用者に向けて、アジ歴の役割やデジタルアーカイブの公開状況を情報発信するため、日本語に加えて、英語、中国語、韓国語のホームページを開発しています。

2 アジ歴ニューズレターの配信

新規提供資料のお知らせや資料紹介などを掲載したメールマガジン方式のニューズレターを日本語及び英語で配信しています。配信の希望は、ホームページ上で受け付けています。ホームページにはバックナンバーも掲載しています。



アジ歴ニューズレター

3 利用ガイダンスの実施

アジ歴をより多くの方々に知っていただき、デジタルアーカイブの利用方法などを紹介するアジ歴オンラインセミナーを行っています。要望に応じて公開講座での講師派遣も行っています。

VIII 概要

1. 沿革

我が国では、明治以来、国の公文書は各機関で保存する方法をとってきました。しかし、戦後、公文書の散逸防止と公開のための施設の必要性についての認識が急速に高まり、昭和34年(1959)11月、日本学術会議会長から内閣総理大臣に対し勧告が出されました。その趣旨は、国立公文書館を設置して、公文書の散逸防止とその一般利用のための有効で適切な措置を政府において講ずるよう要望したものでした。

政府もその必要性を認めていたため、公文書の散逸防止を各省庁に呼びかけるとともに、国内の公文書の保存状況、散逸防止及び一般利用の方策、外国公文書館制度などの調査を行いました。その結果を踏まえ、国の行政に関する公文書を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査研究を行うこと等を目的として、昭和46年(1971)7月に、総理府(当時)に国立公文書館が設置されました。

国立公文書館の設置に際し、その重要な一部門となった内閣文庫は、明治6年(1873)太政官に置かれた図書掛に始まり、同18年(1885)内閣制度創始と同時に内閣文庫となりました。以来、和漢の古典籍・古文書を所蔵する我が国屈指の専門図書館として内外の研究者に親しまれてきました。その蔵書の中には、江戸幕府の記録等の公文書に類する資料も多く含まれています。

また、昭和62年(1987)には、公文書等は行政上の観点から重要であるというだけでなく、歴史資料としての重要性にかんがみ、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する施設である公文書館に関して、必要な事項を規定した公文書館法が制定されました。

平成10年(1998)7月には、つくば研究学園都市内につくば分館が設置され、書庫等の拡充が行われました。

平成11年(1999)に国立公文書館法が制定され、国立公文書館は、行政・立法・司法機関が作成した歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供することができるとともに、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供、専門的技術的な助言、調査研究並びに研修その他の事業等を行うことが定められました。

平成13年(2001)4月には、国の行政改革の一環として、国の機関(内閣府)から独立行政法人に移行しました。

さらに、平成13年(2001)11月には「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成11年11月30日閣議決定)を受け、国立公文書館の組織としてアジア歴史資料センターが開設されました。アジア歴史資料センターでは、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センターなどの国の機関が保管するアジア歴史資料をデータベ-

ス化し、インターネットを通じて情報提供を行っています。

平成23年(2011)4月には、行政文書について、統一的な管理ルールを策定・実施し、レコードスケジュール(行政文書の保存期間満了時の移管又は廃棄の措置の設定)の導入、行政機関の長による行政文書の管理状況についての報告の義務付け、内閣総理大臣による実地調査・勧告制度の新設、外部有識者(公文書管理委員会)の知見活用、特定歴史公文書等の利用促進などを規定した「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法)が施行されました。国立公文書館は、公文書管理法の施行によって、中間書庫機能の新設、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言制度の拡充等、その機能が強化されました。

国立公文書館はこれまで、我が国の歴史公文書等の保存及び利用の拠点として、さらに歴史公文書等の保存及び利用に関する知見を蓄積する拠点として機能を果たしてきました。近年では、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)を踏まえ、当館が主催する研修の充実強化や実効性あるチェックを行うための体制強化、また、当館の専門職員を内閣府に派遣し、行政機関の取組状況の確認を支援するなどの取組を行っています。加えて、「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」(平成28年3月23日公文書管理委員会)を踏まえ、我が国における歴史公文書等の保存・利用を推進する観点から、文書管理の専門家の育成のため、その中核としての役割を担うアーキビスト認証を開始するなど、当館の役割はこれまで以上に高まっています。

平成29年(2017)4月に、衆議院議院運営委員会にて、憲政記念館敷地を含む国会前庭を新たな国立公文書館と憲政記念館の合築として政府が建設するために使用することを認める旨の決定がなされ、現在、新館建設に向けた、設計及び展示・運営に関する具体的な検討が進められています。

記録を守る、未来に活かす。

令和3年(2021)に国立公文書館は開館50周年を迎えました。これを記念して作成されたキャッチコピー「記録を守る、未来に活かす。」は、国民共有の知的資源である特定歴史公文書等を永久保存し、多くの皆様に役立てていただく、という当館の理念を表現するものとなっています。また、当館の歩みを未来への展望と共に紹介する映像「開館50周年記念映像」も制作しました。



記録を守る、未来に活かす。 Archives: Evidence from the Past, Beacon for the Future



パブリック・アーカイブズ宣言

国立公文書館は、国民一人一人にひらかれた、もっと魅力のある“情報の広場”になります。

国立公文書館の「公」は、「公園」の「公」でもあります。誰もが気軽に立ち寄れる、遠くからでもインターネットを通して自由にアクセスできる、国民一人一人に開かれた“パブリック・アーカイブズ”が、国立公文書館の在り方です。国立公文書館を、誰もが日本の歩みに触れることのできる情報の広場にしていこう、これが国立公文書館から皆さんへの約束です。

一人一人に開かれた魅力づくりのために

1. 歴史的に重要な公文書の収集・保存を、一層進めます。
2. インターネットを通じたご利用のため、公文書のデジタル化を一層推進します。
3. 生涯学習、社会教育にも活用できるデジタルアーカイブの更なる拡充を進めます。
4. 積極的な展示及び学習活動を通じて、公文書に触れ、興味を持っていただく機会を広げます。
5. 地方公共団体や研究機関、学会など、関連する団体との連携を強めます。
6. 海外の公文書館などとの国際交流の輪をひろげます。
7. 文書管理の専門家を育成します。
8. 職員全てが、利用者本位のサービス意識で活動します。

2. 施設

▶ 国立公文書館東京本館



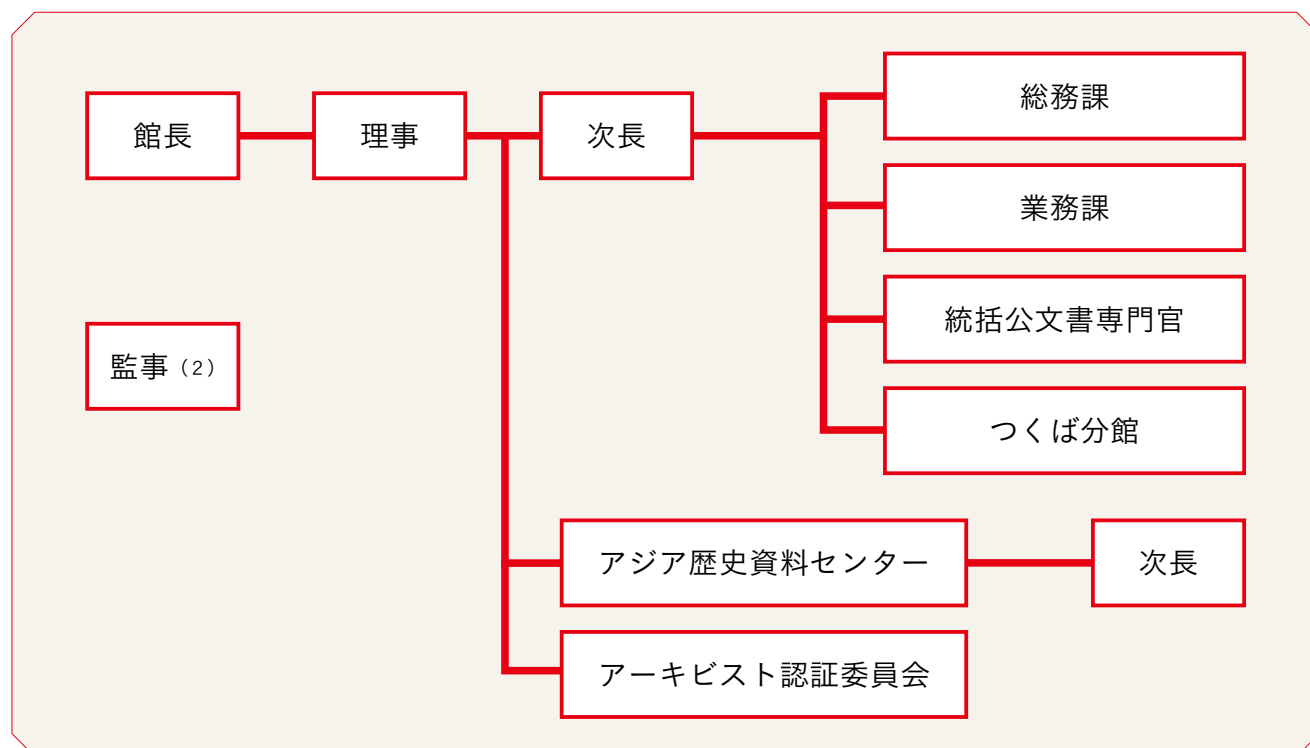
鉄筋コンクリート造（地上4階、地下4階）
敷地面積 約 4,000㎡
建物面積 11,550㎡（地上部分 2,710㎡）
地下部分 8,840㎡（うち書庫部分 7,000㎡）
書庫 書架総延長 35km

▶ 国立公文書館つくば分館



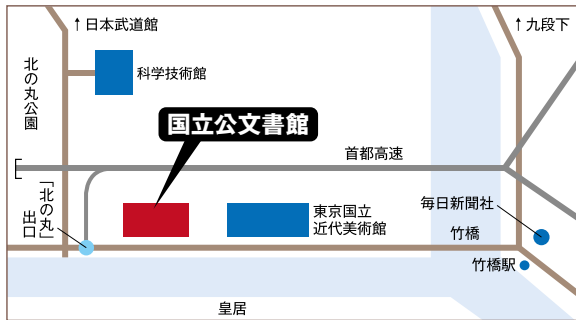
鉄筋コンクリート造（地上3階）
敷地面積 25,000㎡
建物面積 11,250㎡（うち書庫部分 7,290㎡）
書庫 書架総延長 37km

3. 組織図



▶ 国立公文書館 東京本館

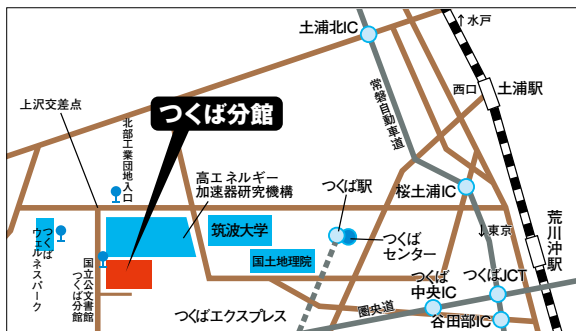
〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3 番 2 号
電話：03-3214-0621（代表）FAX：03-3212-8806
<https://www.archives.go.jp>



(東京メトロ東西線竹橋駅下車1b出口より徒歩5分)

▶ つくば分館

〒300-4246 茨城県つくば市上沢 6 番 6 号
電話：029-867-1910 (代表) FAX：029-867-1939
<https://www.archives.go.jp>
※つくば分館には閲覧室はありません。



(つくば駅からバス等をご利用ください)

▶ アジア歴史資料センター

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-22-5
住友不動産本郷ビル 10 階
電話：03-5805-8801（代表）FAX：03-5805-8804
<https://www.jacar.go.jp>
※同センターには、閲覧室等、利用者向けの設備はありません。

